

DV

ドメスティック・バイオレンス

女性に対する暴力をなくす運動週間 ▶ 11月12日(木)～25日(水)

で悩んでいませんか？

近年急増している社会問題「DV」。女性の約4人に1人が「配偶者からの暴力」に悩み、苦しんでいると言われています。DVは我慢していると被害が深刻になる場合があります。決してひとりでは悩まず、専門の機関にまずご相談ください。

DV (ドメスティック・バイオレンス) とは、配偶者や恋人などから受ける暴力です。殴る、蹴るといった身体的な暴力だけでなく次のようなものもDVに含まれます。□にチェックが入った方は要注意！

- 身体的暴力 ▶ 殴る、蹴る、首を絞める、物を投げつける、刃物などの凶器を体につきつけるなど。
- 精神的暴力 ▶ 大声で怒鳴る、無視をする、脅す、ののしる、大切にしているものを壊すなど。
- 性的暴力 ▶ 見たくないのにポルノビデオやポルノ雑誌を見せる、性行為を強要する、避妊に協力しないなど。
- 経済的・社会的暴力 ▶ 生活費を渡さない、交友関係や電話・メールを細かく監視する、外出を制限するなど。

内 閣府の調査報告によると、夫から暴力を受けたことがある女性は4人に1人、命の危険を感じたことがある女性は9人に1人という調査結果が出ています(平成27年3月)。本来自分が一番安心できるはずの場所で、最も信頼している相手から、思いもよらない状況で受ける暴力「DV」。暴力が日常化し、被害者のせいで暴力が振るわれると思込まれる点に大きな特徴があります。DV被害者は、自分への肯定的なイメー

ジが失われ、自己評価の低さを改善しようと思込み、加害者を世話することで「感謝されたい」「必要とされたい」と自己犠牲を払うようになります。暴力を振るう加害者から、逃げることができず、暴力を受けていない時でも、恐怖心が募り、フラッシュバックが起きたり、パニック状態に陥ったりと、「PTSD(外傷後ストレス障害)」を発症するケースが報告されています。また合併症として、うつ病や不安障害、味覚障害、円形脱

毛、離人症なども引き起こす場合もあり、「DV」は被害者の心と体に一生残る深い傷を付けてしまいます。どんな理由があれ、暴力をふるうことは人権を侵害する最低の行為。配偶者は加害者の所有物ではなく、被害者は自らを責める必要はありません。11月12日(木)から25日(水)までの2週間は「女性に対する暴力をなくす運動」の期間です。この機会に互いの大切さを思い返し、パートナーとの本来あるべき姿を見つめ直してみませんか。

パートナーといて、怖いと感じたり緊張したりしていませんか？ ひとりで悩まず、下記の相談所までご相談ください。

身近な役場が親身にサポート。

福智町男女共同参画窓口

福智町役場保健課内(ほのぼの館)

月～金 ▶ 8:30～17:15

☎ 22-6290

電話相談・窓口相談はお気軽に。

田川保健福祉事務所

田川総合庁舎内(田川市大字伊田松原通り)

月～金 ▶ 8:30～17:15

☎ 42-4850

夜間・休日のご相談はこちらへ。

福岡県配偶者からの暴力相談電話

月～金 ▶ 17:15～24:00

土日祝 ▶ 9:00～24:00

☎ 092-663-8724

性暴力被害に関する相談窓口です。

性暴力被害者支援センター

匿名でのご相談も受け付けています。

月～金 ▶ 9:00～24:00

☎ 092-762-0799

女性のご相談に幅広くお答えします。

あすばる女性相談ホットライン

DVに関する相談はもちろん、家族や対人関係の悩み、心とからだなど、女性に関する総合的な悩みについて、専属の女性相談員が無料で相談に応じます。

クローバープラザ内(春日市原町)

月～日 ▶ 9:00～17:00

※金のみ 18:00～20:30 まで延長

☎ 092-584-1266

緊急時は田川警察署へ ▶ ☎ 42-0110